

蒲郡市新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

令和3年10月27日改正

蒲郡市における警戒レベル	基本的対応方針					
	市立小・中学校	学校健診 歯磨き フッ化物洗口	健診・検診関係	行事・イベント及び公共施設の対応等		
				利用の中止	利用の制限と対策	収容人数及び収容率
基本的な感染防止対策（共通）	・換気の徹底 ・マスクの着用 ・検温等での体調確認 ・手指消毒 ・使用物品の消毒 ・密の回避 ・利用者の把握					
レベル1 県内発生	学校における衛生管理マニュアル（学校の行動基準） レベル1			基本的な感染防止対策を徹底した上で、通常利用可能	・飛沫が発生する活動（カラオケ、合唱、吹奏楽、トレッドミル等） 2m以上の距離の確保またはアクリル板等を設置し飛沫を避けること ・飲食を伴う活動 アクリル板等を設置し飛沫を避け、食事の際は向き合わないよう配置すること	5000人又は収容率50%以内（大声なしの場合は10000人以上）の大きい方
レベル2 県内・市内発生		<中止> ・学校、保育園での歯磨き		・飲食を伴う活動（水分補給、距離をとっての黙食は可） ※飲食とは、子供会、老人クラブ等のおやつなどを含む	・飛沫が発生する活動（※レベル1同様） ・長時間にわたる活動 利用時間に制限を設けること	屋内 5000人又は収容率50%以内の小さい方 屋外 5000人又は収容率50%以内（大声なしの場合は10000人以上）の大きい方
レベル3 県内発生 市内感染期	学校における衛生管理マニュアル（学校の行動基準） レベル2	<中止> ・学校、保育園での歯磨き	<制限> 胃がん検診（内視鏡検査） 中止及び再開の判断については、適宜専門医等で検討し決定する。	・飲食を伴う活動（水分補給は可） ・飛沫が発生する活動 ・屋内での移動を伴うまたは呼吸が激しくなる運動	・長時間にわたる活動（※レベル2同様） ・屋内での運動利用 移動を伴わず、呼吸が激しくならない運動は、感染防止対策を特に徹底すること	5000人又は収容率50%以内の小さい方
レベル4 県内発生 市内まん延期		<中止> ・学校、保育園での歯磨き ・学校健診 ・フッ化物洗口	<制限> ・定期通院者のみ可 <中止> ・幼児歯科健診	・飲食を伴う活動（水分補給は可） ・飛沫が発生する活動 ・屋内での運動	・長時間にわたる活動（※レベル2同様） ・会議、座学、展示など 飛沫が発生しないものは感染対策を徹底し、できるだけモートで実施する。	
レベル5 国及び県緊急事態宣言	学校における衛生管理マニュアル（学校の行動基準） レベル3	<中止> ・学校、保育園での歯磨き ・学校健診 ・フッ化物洗口	<中止> 下記を除く健診・検診 ・妊産婦健診 ・妊婦歯科健診 ・乳児健診 （1か月健診は実施）	原則利用中止		
国及び県の緊急事態措置の内容を踏まえた対策を講じる						

基本的対応方針については施設の状況等に応じ変更することもある。（ボートレース事業においては、「モーターボート競走における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」に基づく対応方針に準ずる）なお、例外として事前に対策本部で協議し、承認されたものについては利用を認める。